

議員提案第37号

新潟市議会委員会条例の一部改正について

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年12月19日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

永井武弘
藤田隆
佐藤幸雄
渡辺仁
佐々木薫
大泉弘
下坂忠彦
栗原学
室橋春季
小泉仲之
目崎良治
小山哲夫
山際敦
佐藤誠

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟市議会委員会条例（昭和43年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条総務常任委員会の項中「区役所」の次に「（政策企画課，税務課及び総務課に限る。）」を加え，同条文教経済常任委員会の項中「農林水産部」の次に「，区役所（産業振興課（西区役所にあつては農政商工課，西蒲区役所にあつては産業観光課）に限る。）」を加え，同条市民厚生常任委員会の項中「食育・健康づくり推進本部」の次に「，区役所（区民生活課，健康福祉課及び保護課に限る。）」を加え，同条環境建設常任委員会の項中「下水道部」の次に「，区役所（建設課及び下水道課に限る。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の新潟市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された各常任委員会の委員，委員長又は副委員長である者は，それぞれ，改正後の新潟市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により各常任委員会の委員，委員長又は副委員長に選任され，又は互選されたものとみなし，その委員の任期は，新条例第3条第1項の規定にかかわらず，旧条例の規定による常任委員の任期満了の日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された各常任委員会に付議されている事件は，新条例の規定により，それぞれ，当該事件に相当する事件を審査すべき常任委員会に付議されたものとみなす。